

10 税 制

1 地方税制の変遷	83
2 令和6年度市税関係法令概要	89

1 地方税制の変遷

年度 税目		令和 2 年度	
市 町 村 民 税	税 率	個 人	
		法 人	
	その他	○ 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し（令和 3 年度分～） ・ 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が 48 万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」（控除額 30 万円）を適用 ・ 上記以外の寡婦については、引き続き控除額 26 万円を適用し、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限（500 万円以下）を設定 ○ 個人住民税の人的非課税措置の見直し（令和 3 年度分～） ・ 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しに伴い、現行（令和元年度改正後）の寡婦、寡夫、単身児童扶養者（児童扶養手当を受給している 18 歳以下の児童の父又は母）に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦（ひとり親を除く。）を対象とする。 新型コロナウイルス関連 ○ イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る対応 ・ 所得税において寄附金控除の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして当該地方団体の条例で定めるものについて、当該地方団体の個人住民税の税額控除の対象とする。 ○ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として所得税において講じられる住宅ローン控除の適用要件の弾力化措置の対象者について、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する。	
固 定 資 産 税	税 率		
	その他	○ 現に所有している者（相続人等）の申告の制度化 ・ 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者（相続人等）に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。 ○ 使用者を所有者とみなす制度の拡大（令和 3 年度分～） ・ 調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする。	

年度 税目		令和 2 年度（続き）
固定 資 産 税	その他	○ 固定資産税等の特例措置 ・ ローカル 5G の設備に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税） ・ 農業協同組合等が認定就農者に利用させるために取得した償却資産に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税） ・ 一体型滞在快適性等向上事業（仮称）の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税） ・ 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税） ・ 新築住宅に係る税額の減額措置を 2 年延長（固定資産税） 新型コロナウイルス関連 ○ 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置 ・ 厳しい経営環境にある（※）中小事業者等に対して、令和 3 年度課税の 1 年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を 2 分の 1 又はゼロとする。 （※）令和 2 年 2 月～10 月までの任意の 3 箇月間の売上高が、前年の同期間と比べて、 30%以上 50%未満減少している者に係る当該課税標準 → 2 分の 1 50%以上減少している者に係る当該課税標準 → ゼロ ○ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、対象資産に一定の事業用家屋及び構築物を追加するとともに、適用期限を 2 年延長
		○ 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し ・ 国のたばこ税と同様、軽量な葉巻たばこ（1 本当たりの重量が 1g 未満）1 本を紙巻たばこ 1 本に換算する方法とする。 ※ 令和 2 年 10 月から 2 回に分けて段階的に実施 新型コロナウイルス関連 ○ 徴収の猶予制度の特例 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 年 2 月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで 1 年間徴収を猶予できる特例を創設 ○ 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長 ・ 軽自動車税環境性能割の税率を 1%分軽減する特例措置の適用期限を 6 月延長し、令和 3 年 3 月 31 日までに取得したものを対象とする。

年度			令和 3 年度
税目			
市 町 村 民 税	税 率	個 人	
		法 人	
	その他		○ 住宅ローン控除の見直しに伴う個人住民税に係る措置 ・ 所得税において、控除期間を 13 年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置（下記参照）が講じられることに伴い、当該措置の対象者についても、所得税から控除しきれなかった額を、従来と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置を講ずる。 <所得税における措置> ・ 控除期間13年間の特例について延長し、一定の期間（※）に契約した場合、令和4年末まで（従来の要件：令和2年末まで（新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた場合は令和3年末まで））の入居者を対象とする。 （※）新築→令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日まで 建売・中古・増改築等→令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 11 月 30 日まで ・ 上記の延長分については、合計所得金額 1,000 万円以下の者について床面積 40 m²～50 m²（従来の要件：50 m²以上）の住宅も対象とする特例措置を講ずる。
	固 定 資 産 税	税 率	
その他		○ 土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置 ・ 宅地等及び農地の負担調整措置について、令和 3 年度から令和 5 年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、従来の負担調整措置の仕組みを継続 ・ その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和 3 年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずる。 ○ 平成 28 年熊本地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期間を 2 年延長 ○ 平成 28 年熊本地震に係る被災代替家屋等に対する固定資産税及び都市計画税の特例措置の対象となる家屋の取得又は改築の期限を 2 年延長 ○ 平成 28 年熊本地震に係る被災代替償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例措置の対象となる償却資産の取得又は改良の期限を 2 年延長 ○ 固定資産税等に係る主な負担軽減措置（平成 28 年熊本地震に係るものを除く。） ・ 浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税） ・ 利水ダムに整備される治水のための放流施設に係る非課税措置を創設（固定資産税） ・ 市町村自転車活用推進計画に基づき設置したシェアサイクルポートに係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税） ・ 駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置を 2 年延長（固定資産税、都市計画税）	
その他		○ 軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し ・ 軽減対象車の割合を従来と同水準としつつ、新たな令和 12 年度燃費基準の下で税率区分を見直す。 ○ 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長 ・ 税率を 1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を 9 箇月延長し、令和 3 年 12 月 31 日までに取得したものを対象とする。 ○ 軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し ・ 重点化及び基準の切替えを行った上で、適用期限を 2 年延長	

年度 税目			令和 4 年度
市 町 村 民 税	税 率	個 人	
		法 人	
	その他		○ 住宅ローン控除の見直しに伴う個人住民税に係る措置 ・ 所得税において、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について適用期限（令和 3 年 12 月 31 日）を令和 7 年 12 月 31 日まで 4 年延長するとともに、以下の措置等が講じられたことに伴い、令和 4 年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者（住宅の取得等をして令和 4 年から令和 7 年までの間に居住の用に供した者に限る。）のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額）を控除した残額があるものについては、当該残額に相当する額を当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に 100 分の 5 を乗じて得た額（最高 9.75 万円）の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置を講ずる。 <所得税における主な措置> ・ 省エネ性能等の高い認定住宅等につき、新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額の上乗せを行う。 ・ 控除率を 0.7%（改正前：1.0%）とする。 ・ 所得要件を 2,000 万円以下（改正前：3,000 万円以下）とする。 ・ 新築住宅等について控除期間を 13 年（改正前：10 年）とする。
固 定 資 産 税	税 率		
	その他	○ 土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置 ・ 景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和 4 年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅（改正前：5%）を、評価額の 2.5%に抑制する措置を講ずる。	
その他			

年度 税目			令和 5 年度
市 町	税 率	個人	
		法人	
村	その他	○ ふるさと納税における前指定対象期間に係る基準不適合等への対応 ・ ふるさと納税の地方公共団体の指定の取消しについて、前の指定対象期間における基準不適合等の事案に対応できるよう、2 年前にまで遡って取消事由とすることを可能とする。 ○ 雑損控除の特例 ・ 令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震による災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和 6 年度分の個人住民税（令和 5 年分所得）において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設ける。	
固 定 資 産 税	税 率		
	その他	○ 固定資産税に係る質問検査権の対象の明確化 ・ 固定資産税に係る質問検査権について、家屋の評価に必要な図面等を、納税義務者に加え、当該家屋の施工業者等からも入手することができることを法令上明確化する。 ○ 固定資産税等に係る主な負担軽減措置 ・ 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る特例措置を創設（固定資産税） ・ 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置を創設（固定資産税） ・ バス事業者が路線の維持に取り組みつつ E V バスを導入する場合における変電・充電設備等に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）	
その他		○ 軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し ・ 新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、税率区分を令和 5 年 12 月末まで据え置く。 ・ 令和 17 年電動車 100%（乗用車新車販売）とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度を 3 年間で段階的に引き上げる。 ○ 軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し ・ 電気軽自動車等を取得した場合における軽課措置（翌年度の種別割 ▲75%軽減）等について、適用期限を 3 年延長する。 ○ 軽自動車に係る燃費・排ガス不正行為への対応 ・ 不正により生じた軽自動車税の納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、税制上の再発抑止策を強化するため、納付不足額を徴収する際に加算する割合（改正前：10%）を 35%に引き上げる。	

年度 税目			令和 6 年度
市 町	税 率	個人	
		法人	
村	その他	○ 定額減税 - 令和 6 年度分の個人住民税所得割額から、納税者（納税者の合計所得金額が 1,805 万円（給与収入 2,000 万円）以下の場合に限る。）及び配偶者を含めた扶養家族 1 人につき 1 万円の減税を実施 - 減税は、特別徴収義務者や市町村の事務負担等も考慮しながら、各徴収方法に応じて、実務上可能な限り早い機会を通じて行う。 - ふるさと納税の特例控除上限額（所得割額の 2 割）等について、定額減税「前」の所得割額とする。	
固 定 資 産 税	税 率		
	その他	○ 固定資産税（土地）の負担調整措置等 - 負担水準（土地の評価額等に対する課税標準額の割合）の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置（地価上昇時に新評価額の 5% ずつを課税標準額に加算等する措置（商業地等の場合））等を 3 年延長 ○ 固定資産税等に係る主な負担軽減措置 - 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について、対象設備を追加した上、2 年延長（固定資産税） - 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した倉庫等に係る課税標準の特例措置について、対象設備を追加した上、2 年延長（固定資産税、都市計画税）	
その他			

2 令和6年度市税関係法令概要

税目

課 税 標 準 ・ 税 率 ・ 納 期

個人市民税

課税標準

総所得金額等から下記の所得控除額を引いたものが、それぞれの課税所得金額となる。

【所得控除】

1 雑損控除…次のいずれか多い額

(1) 損失額－総所得金額等の 10%

(2) 損失額のうち災害関連支出額－5 万円

2 医療費控除

(1) 通常の医療費控除

総所得金額等の 5%（10 万円を超える場合は 10 万円）を超える医療費の支払額（最高 200 万円）

(2) 医療費控除の特例

12,000 円を超えるスイッチ OTC 医薬品の支払額（最高 88,000 円）

※スイッチ OTC 医薬品…要指導医薬品及び一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品

3 社会保険料控除…支払った社会保険料の全額

4 小規模企業共済等掛金控除…支払った掛金の全額

5 生命保険料控除（最高 70,000 円）

(1) 平成 24 年 1 月 1 日以後の契約に係るもの（生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料）

ア 12,000 円以下の場合 支払保険料の全額

イ 12,000 円を超え 32,000 円以下の場合 支払保険料×1/2+6,000 円

ウ 32,000 円を超え 56,000 円以下の場合 支払保険料×1/4+14,000 円

エ 56,000 円を超える場合 一律 28,000 円

(2) 平成 23 年 12 月 31 日以前の契約に係るもの（生命保険料・個人年金保険料）

ア 15,000 円以下の場合 支払保険料の全額

イ 15,000 円を超え 40,000 円以下の場合 支払保険料×1/2+7,500 円

ウ 40,000 円を超え 70,000 円以下の場合 支払保険料×1/4+17,500 円

エ 70,000 円を超える場合 一律 35,000 円

※(1)と(2)の両方がある場合、(1)・(2)それぞれを合算した額

(最高 28,000 円、ただし(2)の額が 28,000 円を超える場合は(2)の額)

6 地震保険料控除

① 地震損害保険契約		② 旧長期損害保険契約	
50,000 円以下	支払保険料×1/2	5,000 円以下	支払保険料全額
		5,000 円超～15,000 円以下	支払保険料×1/2+2,500 円
50,000 円超	25,000 円	15,000 円超	10,000 円

(①+② 限度額 25,000 円)

7 障害者控除…26 万円（特別障害者 30 万円（同居特別障害者 53 万円））

8 寡婦控除…26 万円

9 ひとり親控除…30 万円

10 勤労学生控除…26 万円

11 配偶者控除

	納税義務者の合計所得			
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	1,000 万円超
一般の控除対象配偶者 (昭和 29 年 1 月 2 日以降生まれ)	33 万円	22 万円	11 万円	なし
老人控除対象配偶者 (昭和 29 年 1 月 1 日以前生まれ)	38 万円	26 万円	13 万円	

12 配偶者特別控除…1 万円～33 万円

(※夫（妻）の合計所得金額が 1,000 万円超の場合、控除適用なし)

(※配偶者控除の適用がある場合、上乘せしない。)

13 扶養控除…33 万円（特定扶養親族 45 万円、老人扶養親族 38 万円（同居老親等 45 万円））

14 基礎控除

	基礎控除額	
個人の合計 所得金額	2,400 万円以下	43 万円
	2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円
	2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円
	2,500 万円超	適用なし

税目	課 税 標 準 ・ 税 率 ・ 納 期						
個 人 市 民 税 (統)	※給与所得控除・・・給与収入額から控除して給与所得額を求める。 (1) 1,625,000 円以下の場合 550,000 円 (2) 1,625,001 円以上 1,800,000 円以下の場合 収入金額×40%－100,000 円 (3) 1,800,001 円以上 3,600,000 円以下の場合 収入金額×30%＋80,000 円 (4) 3,600,001 円以上 6,600,000 円以下の場合 収入金額×20%＋440,000 円 (5) 6,600,001 円以上 8,500,000 円以下の場合 収入金額×10%＋1,100,000 円 (6) 8,500,001 円以上の場合 1,950,000 円 (上限) 【所得金額調整控除】 一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するもの 1 子ども・特別障害者等を有する者等 その年の給与等の収入金額が 850 万円を超える給与所得者で、次の(1)のアからウまでのいずれかに該当するものの総所得金額を計算する場合に、次の(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除 (1) 適用対象者 ア 本人が特別障害者に該当する者 イ 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する者 ウ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者 (2) 所得金額調整控除額 {給与等の収入金額 (1,000 万円超の場合は 1,000 万円)－850 万円}×10%＝控除額 2 給与所得と年金所得の双方を有する者 その年において、次の(1)に該当する者の総所得金額を計算する場合に、次の(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除 (1) 適用対象者 その年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が 10 万円を超えるもの (2) 所得金額調整控除額 {給与所得控除後の給与等の金額 (10 万円超の場合は 10 万円) ＋公的年金等に係る雑所得の金額 (10 万円超の場合は 10 万円)}－10 万円＝控除額 ※公的年金等控除額・・・公的年金等収入額から控除して公的年金等に係る雑所得額を求める。 次の(1)と(2)の合計額 (110 万円に満たない場合は 110 万円、ただし 65 歳未満の者は 60 万円に読替え) (1) 定額控除 40 万円 (2) 定率控除 50 万円控除後の年金収入 <table> <tr> <td>360 万円までの部分</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>360 万円を超え 720 万円までの部分</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>720 万円を超え 950 万円までの部分</td> <td>5%</td> </tr> </table> ※年金以外の所得が 1,000 万円超の者は 10 万円、2,000 万円超の者は 20 万円、控除額を引き下げる。 【税額控除】 所得割額から控除する額 調整控除、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除、配当控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、定額による特別控除 等 税率 均等割 …… 年額 3,000 円 (令和 6 年度からは、国税として森林環境税 (年額 1,000 円) が市民税均等割及び県民税均等割と併せて課税) 所得割 …… 課税標準額の 100 分の 8 納期 普通徴収 …… 6 月、8 月、10 月、翌年 1 月。ただし、均等割相当額のみの場合は 6 月のみ。 特別徴収 …… (給与特別徴収) 6 月から翌年 5 月までの 12 回。ただし、均等割相当額のみの場合は 6 月のみの 1 回。 (年金特別徴収) 4 月、6 月、8 月、10 月、12 月、翌年 2 月の 6 回。	360 万円までの部分	25%	360 万円を超え 720 万円までの部分	15%	720 万円を超え 950 万円までの部分	5%
360 万円までの部分	25%						
360 万円を超え 720 万円までの部分	15%						
720 万円を超え 950 万円までの部分	5%						

税目	課 税 標 準 ・ 税 率 ・ 納 期		
法 人 市 民 税	課税標準		
	均等割 …… 定額課税		
	法人税割 …… 法人税額又は個別帰属法人税額で諸控除適用前のもの		
	税率		
	均等割 …… 以下の表のとおり		
	資 本 金 等 の 金 額（注 1）	区内の従業者数	
		50 人以下	50 人超
	下記の(1)～(4)の法人（注 2）	60,000 円	
	1 千万円以下の法人	60,000 円	144,000 円
	1 千万円を超え 1 億円以下の法人	156,000 円	180,000 円
	1 億円を超え 10 億円以下の法人	192,000 円	480,000 円
	10 億円を超え 50 億円以下の法人	492,000 円	2,100,000 円
	50 億円を超える法人		3,600,000 円
(注1) 資本金等の金額とは、資本金額又は出資金額と資本積立金額の合計額をいう。			
(注2) (1) 公共法人及び公益法人等			
(2) 人格のない社団等			
(3) 一般社団法人及び一般財団法人			
(4) 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金額又は出資金額を有しないもの			
法人税割 …… 法人税額の 8.4%			
(令和元年 9 月 30 日以前に開始する事業年度又は連結事業年度までは 12.1%)			
納期			
申告納付 …… 原則として、事業年度終了の日の翌日から 2 月以内			

税目	課 税 標 準 ・ 税 率 ・ 納 期																								
固 定 資 産 税	課税標準																								
	【土地】																								
	課税標準額は、基準年度の賦課期日における価格であり、第2年度、第3年度において新たに固定資産税の対象となる土地については、基準年度の価格に比準する価格 ◎免税点・・・30万円未満																								
	※負担水準の均衡化措置 平成9年度から宅地について税負担の上限を今年度評価額の一定割合とし、負担水準の均衡化を図ることとなった。 (1) 負担水準が高い土地は、税負担が下がる。 (2) 負担水準がある程度高い土地は、税負担が据置き。 (3) 負担水準が低い土地は、一定割合で税負担が上がる。																								
	1 負担水準																								
	(1) 商業地等の宅地																								
	負担水準 = $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度評価額}}$																								
	(2) 住宅用地																								
	負担水準 = $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度評価額} \times \text{特例率}(1/3 \text{ 又は } 1/6)}$																								
	(3) 一般農地																								
負担水準 = $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度評価額}}$																									
	<table><tr><th></th><th>負 担 水 準</th><th>課 税 標 準 額</th></tr><tr><td rowspan="3">商業地等の宅地</td><td>0.7 超</td><td>今年度評価額×0.7</td></tr><tr><td>0.6 以上 0.7 以下</td><td>前年度課税標準額</td></tr><tr><td>0.6 未満</td><td>前年度課税標準額＋今年度評価額×0.05（注1）</td></tr><tr><td rowspan="2">住宅用地</td><td>1.0 以上</td><td>今年度評価額×特例率</td></tr><tr><td>1.0 未満</td><td>前年度課税標準額＋今年度評価額×特例率×0.05（注2）</td></tr><tr><td rowspan="4">一般農地</td><td>0.9 以上</td><td>前年度課税標準額×1.025</td></tr><tr><td>0.8 以上 0.9 未満</td><td>前年度課税標準額×1.05</td></tr><tr><td>0.7 以上 0.8 未満</td><td>前年度課税標準額×1.075</td></tr><tr><td>0.7 未満</td><td>前年度課税標準額×1.1</td></tr></table> (注1) 算出した額が今年度評価額の60%を超える場合は0.6を、今年度評価額の20%に満たない場合は0.2をそれぞれ今年度評価額に乗じた額とする。 (注2) 算出した額が今年度評価額×特例率の100%を超える場合は今年度評価額×特例率、20%に満たない場合は0.2を今年度評価額×特例率に乗じて得た額とする。		負 担 水 準	課 税 標 準 額	商業地等の宅地	0.7 超	今年度評価額×0.7	0.6 以上 0.7 以下	前年度課税標準額	0.6 未満	前年度課税標準額＋今年度評価額×0.05（注1）	住宅用地	1.0 以上	今年度評価額×特例率	1.0 未満	前年度課税標準額＋今年度評価額×特例率×0.05（注2）	一般農地	0.9 以上	前年度課税標準額×1.025	0.8 以上 0.9 未満	前年度課税標準額×1.05	0.7 以上 0.8 未満	前年度課税標準額×1.075	0.7 未満	前年度課税標準額×1.1
	負 担 水 準	課 税 標 準 額																							
商業地等の宅地	0.7 超	今年度評価額×0.7																							
	0.6 以上 0.7 以下	前年度課税標準額																							
	0.6 未満	前年度課税標準額＋今年度評価額×0.05（注1）																							
住宅用地	1.0 以上	今年度評価額×特例率																							
	1.0 未満	前年度課税標準額＋今年度評価額×特例率×0.05（注2）																							
一般農地	0.9 以上	前年度課税標準額×1.025																							
	0.8 以上 0.9 未満	前年度課税標準額×1.05																							
	0.7 以上 0.8 未満	前年度課税標準額×1.075																							
	0.7 未満	前年度課税標準額×1.1																							
2 評価額の修正																									
令和7年度(2025年度)、令和8年度(2026年度)において地価下落がある場合には土地の評価額の修正を行う。																									
【家屋】																									
課税標準額は、基準年度の賦課期日における価格であり、第2年度、第3年度において新たに固定資産税の対象となる家屋については、当該家屋に類似する家屋の基準年度の価格に比準する価格 ◎免税点・・・20万円未満																									
【償却資産】																									
課税標準額は賦課期日における価格 ◎免税点・・・150万円未満																									
税率																									
課税標準額の100分の1.4																									
納期																									
5月、7月、9月、12月																									

税目				課 税 標 準 ・ 税 率 ・ 納 期						
軽自動車税（種別割）	課税標準 1台につき									
	税率									
	車 種		区 分		総排気量など車両条件			税 率		
	原動機付自転車		第 一 種		50cc 以下(ミニカーを除く)			2,000 円		
			第二種乙		50cc 超 90cc 以下			2,000 円		
			第二種甲		90cc 超 125cc 以下			2,400 円		
			ミニカー		三輪以上かつ 20cc 超 50cc 以下かつ輪距 0.5m 超			3,700 円		
	軽自動車		二 輪		125cc 超 250cc 以下			3,600 円		
			雪上車		660cc 以下で専ら雪上を走行するもの			3,600 円		
	二輪の小型自動車			250cc 超			6,000 円			
	小型特殊自動車		農耕作業用		時速 35km 未満			2,400 円		
			そ の 他		一定の規格以下で時速 15km 以下			5,900 円		
	車種		区 分			税 率				
						平成 27 年 3 月 31 日 までに最初の新規検査をした車両		平成 27 年 4 月 1 日 以後に最初の新規検査をした車両		重 課 税 率
	軽自動車	三 輪			3,100 円		3,900 円		4,600 円	
		四輪以上	乗用	営業用	5,500 円		6,900 円		8,200 円	
				自家用	7,200 円		10,800 円		12,900 円	
			貨物	営業用	3,000 円		3,800 円		4,500 円	
				自家用	4,000 円		5,000 円		6,000 円	
○グリーン化特例（軽課） 令和 5 年(2023 年)4 月 1 日から令和 8 年(2026 年)3 月 31 日までの間に最初の新規検査を受けた三輪及び四輪の軽自動車（新車に限る。）で、次の基準を満たす車両について、当該新規検査を受けた日の属する年度の翌年度分のみ種別割が軽減される。										
車種		区 分			税 率					
					電気軽自動車、 天然ガス軽自動車 (注 1)		ガソリン車・ハイブリッド車 (注 2)			
		令和 12 年度(2030 年度)燃費 基準 90%達成かつ令和 2 年度 (2020 年度)燃費基準達成のもの		令和 12 年度(2030 年度)燃費 基準 70%達成かつ令和 2 年度 (2020 年度)燃費基準達成のもの (注 3)						
軽自動車	三 輪			1,000 円		2,000 円(乗用営業用のみ)		3,000 円(乗用営業用のみ)		
	四輪以上	乗用	営業用	1,800 円		3,500 円		5,200 円		
			自家用	2,700 円		適用なし		適用なし		
		貨物	営業用	1,000 円		適用なし		適用なし		
			自家用	1,300 円		適用なし		適用なし		
(注 1) 天然ガス軽自動車は、平成 21 年排出ガス基準から NOx10%低減達成のもの又は平成 30 年排出ガス規制に適合するものに限る。 (注 2) ガソリン車・ハイブリッド車は、平成 17 年排出ガス基準から NOx75%低減達成（★★★★）のもの又は平成 30 年排出ガス基準から NOx50%低減達成（★★★★）のものに限る。 (注 3) 令和 7 年(2025 年)3 月 31 日までに取得したものに限り。										
納期 普通徴収 5 月										

税目	課 税 標 準 ・ 税 率 ・ 納 期				
軽自動車税（環境性能割）	課税標準 新車・中古車を問わず、市内に主たる定置場のある三輪以上の軽自動車の通常の取得価格 ◎免税点・・・50 万円				
	税率				
	税 率		対象車		
	自家用	営業用	令和 5 年(2023 年)4 月～	令和 6 年(2024 年)1 月～	令和 7 年(2025 年)4 月～
	非課税	非課税	電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車（注 1）		
			令和 12 年度(2030 年度)燃費基準 75%達成かつ令和 2 年度(2020 年度)燃費基準達成のもの（注 2）	令和 12 年度(2030 年度) 燃費基準 80%達成かつ令和 2 年度(2020 年度)燃費基準達成のもの（注 2）	
	1. 0%	0. 5%	令和 12 年度(2030 年度)燃費基準 60%達成かつ令和 2 年度(2020 年度)燃費基準達成のもの（注 2）	令和 12 年度(2030 年度)燃費基準 70%達成かつ令和 2 年度(2020 年度)燃費基準達成のもの（注 2）	令和 12 年度(2030 年度)燃費基準 75%達成かつ令和 2 年度(2020 年度)燃費基準達成のもの（注 2）
	2. 0%	1. 0%	令和 12 年度(2030 年度)燃費基準 55%達成のもの（注 2）	令和 12 年度(2030 年度)燃費基準 60%達成かつ令和 2 年度(2020 年度)燃費基準達成のもの（注 2）	令和 12 年度(2030 年度)燃費基準 70%達成かつ令和 2 年度(2020 年度)燃費基準達成のもの（注 2）
	2. 0%	2. 0%	上記以外		
	（注 1）天然ガス軽自動車は、平成 21 年排出ガス基準から NOx10%低減達成のもの又は平成 30 年排出ガス規制に適合するものに限る。 （注 2）ガソリン車・ハイブリッド車は、平成 17 年排出ガス基準から NOx75%低減達成（★★★★）のもの又は平成 30 年排出ガス基準から NOx50%低減達成（★★★★）のものに限る。				
	納期 三輪以上の軽自動車取得（申告書提出）時				
市たばこ税	課税標準 熊本市内において売渡しが行われた製造たばこの本数				
	税率 1, 000 本につき 6, 552 円				
	納期 申告納付 …… 毎月の売渡し分を翌月の末日まで				

税目	課 税 標 準 ・ 税 率 ・ 納 期
入 湯 税	課税標準 1人1日につき 税率 150 円 納期 特別徴収 …… 毎月の入湯税額を翌月の 15 日まで
都 市 計 画 税	課税標準 土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格 税率 課税標準額の 100 分の 0.3 納期 普通徴収 …… 固定資産税の賦課徴収と併せて行う。
(※ 特 平成 十五 年度 以降 課税 停止)	課税標準 保有分 …… 1 月 1 日において所有する土地（面積 2,000 m²以上かつ保有期間が 10 年を超えないもの） の取得価額の合計額 取得分 …… 1 月 1 日又は 7 月 1 日前 1 年以内に取得した土地（面積 2,000 m²以上）の取得価額の合計額 税率 保有分 …… 100 分の 1.4（ただし、算出税額から固定資産税相当額を控除する。） 取得分 …… 100 分の 3（ただし、算出税額から不動産取得税相当額を控除する。） 納期 申告納付 （保有分） 5 月 31 日 （取得分） 2 月末日又は 8 月 31 日
事 業 所 税	課税標準 資産割 …… 課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積（免税点 1,000 m²以下） 従業者割 …… 課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額（免税点 100 人以下） 税率 資産割 …… 1 m²につき 600 円 従業者割 …… 0.25% 納期 申告納付 （法人） 事業年度終了の日から 2 月以内 （個人） 翌年の 3 月 15 日まで

